

三次市教育委員会訓令第4号

三次市立学校教職員健康診断実施要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年10月4日

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範

三次市立学校教職員健康診断実施要領の一部を改正する訓令

第1条 三次市立学校教職員健康診断実施要領（平成16年三次市教育委員会訓令第12号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中

「

学 校 名

職 名

氏 名

印

生年月日

年

月

日生

」を

「

学 校 名

職 名

氏 名

生年月日

年

月

日生

」に、

「

所属長名

印

」を

「

所属長名

」に改める。

第2条 三次市立学校教職員健康診断実施要領の一部を次のように改正する。

第9中「第27条第3項」を「第27条第4項」に改める。

附 則

この訓令中第1条の規定は令和3年10月4日から、第2条の規定は令和4年1月1日から施行する。